

国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録制度の実施に関する
外務省と日本弁護士連合会との覚書

外務省（以下「甲」という。）と日本弁護士連合会（以下「乙」という。）は、甲が実施する国際機関勤務希望者向け弁護士ロスター登録制度（以下「本制度」という。）に関して、本制度における国際機関での勤務を希望する弁護士の登録を可能とし、その実施を円滑に行うことを目的として、本覚書を締結する。

（本制度における弁護士の登録）

第1条 甲は、本制度の実施にあたり、国際機関の空席ポストに適合する弁護士を迅速かつ的確に選出する目的のため、及び、登録された弁護士の経歴が特定の空席ポストの資格要件に合致する場合には、当該弁護士に直接情報提供を行う目的のため、本制度における弁護士による登録を可能とする。

2 甲は、前項の登録の円滑な実施のため、弁護士を対象とする登録用紙を作成する。

（協力）

第2条 乙は、本制度における登録の実施及び発展に協力する。

（個人情報の取扱い等）

第3条 甲は、本制度に登録した弁護士から得た登録情報（個人情報を含む。）を、前条の目的で乙と共有するものとする。

2 甲は、本制度に登録していた弁護士が本制度を活用して国際機関に就職するに至り、これを知った場合、乙にその結果を通知するものとする。

3 甲は、前2項の規定による措置を行うにあたり、あらかじめ、登録用紙にその旨を明記し、本制度に登録する弁護士から同意を得るものとする。

4 乙は、第1項及び第2項の規定に基づいて甲から得た情報を、乙のプライバシーポリシーに従って管理するものとする。なお、甲は、乙が甲から得た当該情報を、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあることを認め、かつ、登録用紙にその旨を明記し、本制度に登録する弁護士から同意を得るものとする。

（定期協議）

第4条 甲と乙は、本制度における登録の円滑な実施及び発展のため、定期的に協議を行うものとする。

以上の証として、本覚書2通を作成し、それぞれ押印のうえ各1通を保管する。

平成20年3月28日

東京都千代田区霞が関2-2-1
外務省総合外交政策局
審議官 秋元 義孝



東京都千代田区霞が関1-1-3

日本弁護士連合会
事務総長 明賀 英樹

